

三原市市民協働推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 住民協働都市構想の実現に向けて、三原市市民協働のまちづくり指針の具体的な施策又は取組みについて検討・評価し、協働によるまちづくりの推進を図るため、三原市市民協働推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市民協働のまちづくり推進計画策定に関すること。
- (2) 協働を推進するための施策の検討に関すること。
- (3) 市民活動団体等の育成及び支援に関すること。
- (4) 市民と行政の協働事業の推進に関すること。
- (5) その他協働の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 市民活動団体関係者
- (2) 住民組織関係者
- (3) 企業関係者
- (4) 学識経験者
- (5) 公募による市民
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任することを妨げない。

2 補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第7条 効果的な運営を図るため、委員会に部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員をもって充てる。

3 部会の委員の任期は、当該部会の任務が完了するまでとする。

4 部会の所掌に属された事項については部会の決定をもって委員会の決定とみなす。

5 第5条の規定は、部会の部会長及び副部会長について準用する。この場合において、同条中「委員会」とあるは「部会」と読み替えるものとする。

6 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「委員会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、まちづくり推進課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(三原市市民協働のまちづくり指針策定懇話会設置要綱の廃止)

2 三原市市民協働のまちづくり指針策定懇話会設置要綱(平成19年三原市要綱第22号)は、廃止する。